

# 港湾を兵站基地にするな！ 港湾労働者と戦争を考える

私が「沖繩戦」について 県各地では戦争で亡くなったすべての人の冥福と世界平和を願う「慰霊祭」が行われるにあたり寄稿させていただきます。

2016年3月、全国港湾系中央執行委員長(当時)を団長として真島委員長や遠藤委員長をはじめ対策委員会として団を結成(その他複数の常任中執模)し、沖繩地区港湾山口議長や諸見さんをはじめ沖繩地区港湾の仲間



復帰後の沖繩に基地はいらないとして全港湾沖繩んできたものです。いまは「反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたか」として全港湾青年部のもともとな運動となっています。

本土復帰から52年を迎えるの行進でしたが、沖繩では施設数は減っています。多数の米軍施設があり、在日米軍人の数は



人、アメリカ軍1万2、520人が亡くなったとき、その資格はあるのかといっています。

つまり、史上唯一の「地上戦」が行われた地でもあります。私ごとでは到底想像もできない殺戮が繰り返され、この惨たらしい沖繩戦が厭戦を生み皮肉にも太平洋戦争の終結を早めたともいいます。

現代は様々な情報が指ひとつて手に入ります。しかし、現地に赴くことで現地の人たちに実際に会い、当時の筆舌に尽くしがたい惨劇についてお話を伺うなかで果たして

## リレー随筆

### 「5・15沖繩平和行進」に参加して

5月17日、20日にかけて、部と共に参加してきました。「5・15沖繩平和行進」た。この行動は全港湾沖繩んできたものです。いまは「反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたか」として全港湾青年部のもともとな運動となっています。



18日には宜野湾市役所での出発式あり、参加者全員で行進を行いました。

今回、行進は一日のみとなりましたが、全港湾はコースの先頭を元氣よく、ユプレヒコルを上げながら、約7・5キロの道を歩きました。コースでは右翼の妨害も度々ありましたが、道沿いの住民の方々からの拍手や手を振ってくれた姿は大変勇気づけられました。

19日には、「ひめゆり資料館」平和記念公園・嘉数高台公園・嘉手納道の駅・辺野古新基地建設現場の視察を行い、参加者それぞれが思いを胸に刻むようにしてホテルへ戻り、「夕食懇談会」では、各参加者の

我々がここ沖繩の地に足を踏み入れてよかったのか、その資格はあるのかといっています。

今年もいよいよ夏が迫りました。改めて、我々は戦争反対と国際平和について今一度真剣に向き合うときです。

全国港湾の取り組みが少しでも反戦と国際平和に向けた取り組みとして関わることができればと改めて痛感しています。そして、沖繩地区港湾の仲間の皆様に対し心から御礼と感謝の意をこの紙面をかりまして述べさせていただきます。

(全国港湾委員長代行・日港労働委員長 竹内 一)

自己紹介とこの行動での思いを述べ、必ずこの運動を引き継いでいくことを確認し、「5・15沖繩平和行進」を終了しました。なお、全港湾からは68名、沖繩地本20名の総合計、88名が参加しました。

いま、全国港湾では「港湾を兵站基地にさせない」、「港湾労働者は戦争に被害者にも加害者にもならない」として、新橋街宣行動を取り組んでいます。道のりは遠いと思いますが、「継続は力なり」、続けていくことが大事だと思います。

是非皆さんも機会があれば、沖繩を訪れることがあれば、戦跡や資料館を回ってみてください。

(全港湾書記長 松永英樹)

この協定は、賃金や作業体制・安全などの協定を補完する詳細な規定を集約して編纂されています。

まず第57条「賃金関係の協定」。これは、第4章の産別制度賃金、具体的には、「あるべき賃金」、「標準者賃金」、「産別最低賃金」、「時間外算定基礎分母の規定」になります。賃金は組合が賃上げを要求し続ける限り毎年変わります。産別制度賃金も毎年引き上げを要求しますので変わります。そうした事情から、協定では、次のように明記されています。

第57条 賃金関係の協定

第4章賃金第18条(あるべき賃金)、第19条(標準者賃金)、第20条(産別最低賃金)、第22条(時間外算定基礎分母)に係る諸協定は次の通りとする。

各制度賃金は、あるべき賃金第12章第57条第1項で定める、標準者賃金第2項で定める、産別最低賃金第3項で定める、時間外算定基礎分母第4項で定めるとしています。毎年改定が行われることを想定した協定です。このように57条で改定毎にその水準を改定していく方法をとっています。ところが日港協は「産別最低賃金の団交に抵触すること、独禁法に抵触する恐れが払拭できない」とい

## 港湾産別協定 54

### 最終章の第12章「付属協定」

はじめました。

○産別最低賃金制度に対し日港協が団交を拒否前記のように、春闘や専門委員会を通じて制度賃金は毎年改定すること想定しています。しかし、日港協が、「独禁法に抵触論」を言い始めた2016年以降、産別制度賃金は改定されていません。組合側は、都労委に救済命令を求め、都労委は、産別最低賃金の交渉に応じないことは不当労働行為と認定し、日港協はこれを不服として中央労働委員会に再審査を求めましたが、中労委も都労委の命令を維持しました。日港協は、それでも不服として、中労委を相手に中労委命令を不服として、東京地裁に提訴しました。一方、中労委は、東京地裁に6月7日付け「緊急命令」を上申しました。これは、日港協が行政訴訟を起こしたことで、このまま推移すれば裁判での審理が限り、不当労働状態が続く、つまり、日港協の産別最低賃金に関する団交拒否状態が続くことになり、組合の団交権などが行使できず利益が拡大するとの判断で、緊急に労働委員会の命令を履行させる命令を出すよう求めたものです。

したがって、日港協の「独禁法抵触論」は「不当労働行為」と断罪されたが、履行されることが大事だとして、行政訴訟に移ったとしても、その間の組合の権利を擁護すべきというのが、中労委の判断だということになります。組合側は、中労委の判断を擁護する立場から、中労委の補佐として組合代理人が弁論に立ち、口頭弁論の際には地裁前でミニ集会を開いて、傍聴にも参加して、地裁が公正な判断を行うよう求める行動を続けています。その趣旨からも、日港協の団交拒否は容認できません。

そして、何より中央港湾団交を拒否するという事は、労協協自体の否定であり、これを容認すれば産別労働運動それ自体が否定されることになり、日港協の提訴する行政訴訟は、絶対に負けるべきです。

今回は、第58条に進みますが、課題毎の詳細な規定を盛り込んであり、膨大な量になるので、柱だけを紹介していきます。

この裁判で日港協は、これまで「独禁法抵触のおそれ、課徴金を請求される事態になれば大変な事態になる」との主張が主だったものでしたが、今回の行政訴訟で「日港協は、各事業者から産別最低賃金に係る交渉の委任を受けていない」という、これまでと違った主張を始めました。これを認めると、産別交渉、集団的労使関係の根幹が崩れることになり、この「産別協定の解説